

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	「対象地域の村人が、地域の森林を中心とした自然資源の持続的な利用と地域の現状に即した農業・グループ活動を軸に食料を確保し、安定的な生活を営める。」 農業、互助活動、自然資源管理と様々なコンポーネントを擁する事業であったが、それぞれの活動で成果を挙げることで食料確保、生活の安定に寄与できた。村人自身のエンパワーメントと行政官との協働やマニュアルの作成などを通じて持続性も確保した。
(2) 事業内容	(ア) 主体的な食料確保の取り組みを実現する農業農村開発活動 (アー①) 稲作技術改善 新規 3 村での SRI(幼苗 1 本植え)研修実施を計画していたが、第 2 年次に研修を実施した 5 村と新規 2 村の計 7 村の村人を対象とした研修実施となった。6 月、7 月に実施し、122 名が参加した。昨年実施するもあまり収穫が良くなかった 3 村についてはこれに先立ってモデル農家との経験交流を持ち、全体に天候が好ましくなく SRI でない田も収量が好ましくなかったこと、その中で SRI が実践しやすい状況、しにくい状況など話し合った。結果 3 村の昨年度実践者の殆ど(33 名中 29 名)は本年も再度挑戦したことに加え、それら 5 村での新規実践者、新規村 2 村、計 7 村で合計 81 名が実践することとなった。 9 月には実践者を中心に経験交流を行い、そこで発表された意見も掲載したリーフレットを作成した。5 月以降に配布予定である。収量もランダム調査では SRI 田平均 3.36t/ha、非 SRI 田平均 2.74t/ha と良好であった。 (アー②) ラタン(籐)植栽 計画では 2 村だったが、5 村にて発芽研修を行い、本年は 46 名が参加し、32 名が実践した。4 村で期待通りの発芽率だったが、1 村で発芽しなかった。4 村ともで柵で囲われネットをかけた育苗スペースを建設し、生育状況に合わせて順次ポットへの鉢上げを行った。計画にはなかったが、ラタンについても稲作同様リーフレットを作成することとし、このため 12 月にはタイのモデル農家を訪れ、内容に助言を求めた。同時に発芽状況の悪かった村の原因についても確認し、リーフレットに注意点として記した。 (アー③) 米銀行設置 1 村での新規設置を予定していたため、調査を行ったが、適切な村がなく、設置はしなかった。村の結束が高いなどの条件に合致しない村で無理に設置するとトラブルを招くこともあるため、慎重に判断した。 昨年度までに設置した 5 村全ての米銀行で、早い村では 5 月から米倉開きが行われた。うち 1 村では、米の買い足しを決定した。この村では過去に他団体が実施した差異放漫な運営で失敗しており、130 世帯のうち希望する 40 世帯ほどのみで昨年度に設置したが、適切な運営(昨年の返済率 100%)の実績も経て、今年は 85 世帯まで希望者が増えた。 また、5 月に経験交流を行い、そこで得られた問題も含めた過去の学びをまとめた冊子を作成し、各村に配布した。返却は早い村では収穫直後の 11 月後半から始まったが、5 村とも返却状況は良好である。 (アー④) 家畜銀行設置 既存の 3 村で、メンバーと規則のレビューと改正を行うなど計画通り運営指導・モニタリングに注力した。1 村で 1 頭の行方不明が発生したが、3 村で計 23 頭貸し出された牛が 48 頭まで増えている。また、先行して 2014 年度に設置した 2 村で計 8 家族の 11 頭が、2 歳を迎え、第 2 グループの 8 家族に引き渡された。また、5、6 月と 11 月に、ワクチン投与を行った。

(アー⑤) 深井戸、浅井戸掘削

4月から毎月修理研修を行い、計14回の研修に17村158名の修理ボランティアが参加し、32基の井戸が修理された。修理ボランティアは村単位ではなく、井戸単位で選定し、自分が使う井戸の修理を担当することとした。

(イ)「村人の食料確保の中心ともなり、下支えもする自然資源を守る森林保全活動」

(イー①) PLUP(参加型土地利用計画)実施支援

第2年次に着手した2村でPLUPを完了させた。村の境界線について特段の問題はなく、村人たちも積極的であったが、村内に国有保護林が存在し、郡行政が国立保護林内での村人の林産物採取は不可という立場を取ったため、県自然資源環境局と連携して誤解を解き、規則を完成、5月に式典を開催した。3年次計画時には、これら2村は2年次中に完了し3年時にさらに3村着手・完了の予定だったが、3年次中は2村着手・完了となった。この2村については、隣接する数村にまたがってゴム農園が存在し、過去の境界線があやふやになったなどの理由で境界策定に時間を要したが、全体としてはスムーズに進み、10月には式典を開催した。全ての村に土地利用地図を示した看板を設置した。

(イー②) 意識啓発ドラマワークショップ／法律研修

意識啓発を促すドラマワークショップ活動では、計画の5村に対しアサポン郡3村、ピン郡3村の計6村でDVDを上映した。第2年次に作成したドラマのほか、他団体が作成した自然資源管理や河川管理についてのDVDを上映し、上映後村人にクイズを行って理解を確認するなどした。

法律研修については、事業3年目ということで、郡行政官主導で法律カレンダーを使った法律研修を行えるよう、2郡の行政官向けの研修を行い、最終的に計14村で研修を行い、622名が参加した(女性213名、男性409名)。また、3月に2016年法律カレンダー発表会議を主催し、県・郡レベルの農林局、自然資源環境局、法務局、農村開発局計26名が参加した。法律カレンダーの目的やこれまでの成果、16年版の内容説明がなされたのち、参加した行政官から多くの意見が出た。

8月には法律研修を専門に行う他団体の講師を招聘し、村人の土地・森林に関する権利と野生動物・水生生物に関する法律の研修を行った。JVCスタッフ、並びに2郡計10名の行政官向けに計8日の研修を行った上で、彼らが順次村での研修を行った。主に村の自治会メンバーを対象として行い、計19村232名(女性54名、男性178名)の村人が参加した。また、10月に8村49名を対象に理解度調査を行い、結果は概ね良好だった。

(イー③) 自然資源管理

3年次計画時には、2年次終了時に9村で設置が完了する予定のため(指標8村)3年次設置なしとしていたが、完了しなかった3村での魚保護地区の設置作業を進め、4月にピン郡の1村で設置式を行った。アサポン郡の2村は川の対岸のカムワン県の村を含め、実質的には4村で作業を進めた。5月には過去に設置した村も含めた2郡6村の村人とともにセコン県の視察を行い、村に戻った参加者が学びを共有し、規則追加提案など行ったのち、10月に設置式を行った。女性や子どもの漁業及び魚の販売への関与・貢献が大きいことから、4月5月には過去の設置村も含めた7村でジェンダー研修(計365名参加、女性128名、男性237名)を行うなど、全体を通じて男女共同参画に注力して活動を進めた。また、住民の強

	い要望でアサポン郡の 1 村で共有林(主に木材の持続的使用が目的)設置にも着手し、11 月に設置式典を行った。その際、別の郡に属す隣村との長きに渡る境界線問題を両郡の郡行政と連携して解決した。さらに、過去共有林(主に林産物の持続的採取が目的)を設置するも、問題が起きていた 1 村では、規則の見直しとその告知式を行った。当初の設置時に周知した以上に広範な村から林産物採取に來ている実態を踏まえ、より広く周知を行った。また、これらの 2 村と、昨年度までに設置した 2 村の共有林に植樹を行った(計 4 村 146 人参加 815 株植樹)。
(3) 達成された成果	※ 別添資料で重点課題事業総体としての期待される成果と達成度、その背景や要因等について詳述 1. 村人から村人への学びを軸に、村人発信の技術を中心により広範に農業技術が普及する。 ・ 3 村以上で、各村 2 名が稲作技術改善を実践する。 ⇒7 村で 81 名が実践している。 ・ 単独で SRI 研修実施可能なモデル農家が、各郡に 3 名ずついる。 ⇒アサポン郡に 5 名、ピン郡に 2 名の計 7 名いる。 ・ これまでの経験をもとに、村人に実践しやすい稲作技術改善や実践者の感想等をまとめたリーフレットが完成する。 ⇒完成し、2017 年 5 月以降配布予定。 ・ 2 村でラタン栽培実践者が出る。 ⇒5 村で 32 人が実践している。 ・ ラタン栽培実践者の 8 割が苗の発芽を成功させ、森林等に移植する／販売に成功する。 ⇒32 名中 28 名(88%)が発芽を成功させたが、販売、移植の好機である雨季の時点ではまたそのサイズに至っていなかった。 2. 米銀行が設置され、米不足問題が緩和される。 ・ 1 村で新規に米銀行が設置され、運営されている。 ⇒新規の設置はなかったが、報告の通り 1 村で拡大された。 ・ 経験の集大成としての、米銀行運営マニュアルが完成する。 ⇒村人向け、行政官向けともに完成して配布した。 3. 家畜銀行が設置され、村人の不測のリスクが緩和される。 ・ 設置済みの 3 村で家畜銀行が適切に運営されている。 ⇒適切に運営されている。 ・ 貸付をうけた家族の 80%が家畜の適切な飼育管理について理解する。 ⇒19 家族中 15 家族(79%)が理解していた。 4. 持続的に衛生的な飲料水を確保する体制がある。 ・ JVC が建設を支援した井戸の 80%が、プロジェクト終了時に使用されている。 ⇒28 基中 27 基(96%)が使用されている。 ・ これまで掘削された全ての井戸 28 基について井戸修理ボランティアが育成される。 ⇒28 基の井戸全てについて、各 2 名のボランティアが存在する。 ・ 単独で井戸修理研修実施可能なモデル修理ボランティアが各郡に 3 名ずついる。 ⇒アサポン郡 3 名、ピン郡 1 名の計 4 名がモデル修理ボランティアとして郡保健事務所とともに研修講師を経験済みである。 5. 村人の土地森林に関する権利が、PLUP の実施を通じて強化される。 ・ 3 村で PLUP が完了し、境界線と森林区分が確定し、村と郡によって登録される。 ⇒第 2 年次着手の 4 村で完了し、登録された。

	・ PLUP が実施された村の村人が PLUP 実施の目的を理解している。 ⇒理解度調査の結果、高い理解が確認された。 ・ PLUP の実施に関与した郡の行政官が PLUP における参加型手法について理解している。 ⇒理解度調査の結果、高い理解が確認された。 6. 村人が、彼らの土地、森林、自然資源を守るのに役に立つ知識を増す。 ・ 5 村で DVD を使用して意識啓発ドラマが上映される。 ⇒6 村で上映された。 ・ 意識啓発ドラマが実施された村において、50%の村のリーダー層と、研修参加の村人の 30%が、ドラマの訴える起こりうる土地問題の危険について理解する。 ⇒調査した村のリーダー層（自治会メンバー）7 名中 5 名（71%）、村人 16 名中 1 名（6%）が高い理解度を示した。 7. コミュニティー主体の自然資源管理が持続可能な形で実践されている ・ 設置された自然資源管理システムが法的に認識されている。 ⇒設置された 10 の自然資源管理システム全てが法的に認識されている。 ・ 設置された自然資源管理システムの規則などが広く村人に周知され、適切に運営管理されている。 ⇒3 年間で設置された全ての自然資源システム（10 村）が問題なく適切に運営管理されている。
（４）持続発展性	本事業の農業活動において普及を試みている栽培／飼育技術は、外部からの大規模な資材の投入や高度に管理された環境を要するようなものではない。全ての村の環境が均一であるわけではないため技術の定着可能性に村ごとのバラつきはあるが、事業からの投入がなくなると直ちに実践が不可能になるようなものではなく、実践者個人が持続発展させていくと考えている。 農村開発活動、森林保全活動ともに、多くの活動で村の組織（例えば米銀行委員会など）による自立運営が求められる。既存の意思決定メカニズムである村の自治会を尊重しまた活用しつつ村長や副村長の交代があっても連続性が失われない委員構成にする、村の合意があれば村の基金の中から委員に多少の謝礼を払う、井戸の修理ボランティアは自分が使用する井戸を担当する、などこれまでの経験に基づいた工夫で持続性の確保に努めている。また、森林保全活動、特に自然資源管理活動では近隣村との協議に配慮している。そのため、実際の状況、過去の背景に留意しながら、村外の規則を守らない、あるいは規則を知らない人々の行為をきっかけに運営が破綻してしまうといったことがないよう慎重に活動を進めてきた。特に第 2 年次途中からは男女共同参画への配慮も強め、これが受け入れられていることも、より幅広い村人の参加を得た適切な運営の継続につながると思われる。こうしたことから、これらの活動は村人自身の手で持続発展していくと考えている。 こうした対象村への直接のインプットに加え、特に第 2 年次より、事業終了後の行政官によるフォローアップのため直接の契約相手である県農林局、郡農林事務所だけでなく、自然資源環境局／事務所や郡法務事務所、女性同盟、そしてラオス行政が農村開発の拠点として力を入れている郡行政出先機関など、多くの関係行政機関と協働し、行政官向け研修も行ったことで、今後の成果の維持継続に貢献しそうな人材も表れている。これを後押しするかたちで、SRI や米銀行については経験をまとめたリーフレットやマニュアルを作成し、行政や村人に配布した。

	11 月にラオス政府との契約（MoU）が終了するに際しては、10 月から村および郡行政との協議を行い、また必要なデータ等も渡すなど事業の引き継ぎを進め、11 月 9 日、10 日にはアサポン郡、ピン郡両郡行政への引き継ぎ式を実施した。一連のプロセスは模範的であるとされ、郡の発案で引き継ぎ式には他の NGO も招待された。その後は度々郡に出向き郡の行政官等と打ち合わせを持ちながら、前面には出ずに行政官による活動の継続や拡大を支援している。
--	---